

船舶事故調査報告書

平成30年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	平成29年9月4日 14時40分ごろ
発生場所	福島県いわき市塩屋埼東方沖 塩屋埼灯台から真方位090° 13.0海里付近 (概位 北緯36° 59.7′ 東経141° 15.2′)
事故の概要	プレジャーボート幸福丸は、航行中、機関室に浸水した。
事故調査の経過	平成29年9月5日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート 幸福丸、5トン未満（長さ8.2m）
船舶番号、船舶所有者等	231-18391福島、有限会社山英観光
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	主機及びセルモータに濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者1人を乗せて航行中、船長が速力を上げようとしたが、主機の回転数が上がらず、黒煙が発生した。</p> <p>船長は、機関室を点検したところ、同室の半分程度まで浸水しているのを認め、微速力でしか航行できなかったため、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した巡視艇にえい航されていわき市小名浜港に入港した。</p> <p>本船は、入港後、機関修理業者による点検の結果、船尾管に冷却海水を送る冷却水ホースのボールバルブが目詰まりしていることが判明し、プロペラシャフト及び船尾管に焼損が認められた。</p> <p>船長は、半年ぶりの釣りだったので、出港の前日、主機のクラッチを中立の状態を試運転を行い、ビルジポンプ、オイル等の点検を行ったものの異常を認めず、冷却水ホースの点検は行っていなかった。</p> <p>船長及び同乗者は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>本船は、平成13年4月に進水したものであり、主機が過給機付ディーゼル機関であった。</p>
分析	本船は、船尾管に送水する冷却水ホースのボールバルブが目詰まりしたことから、冷却水量が不足して船尾管の冷却が阻害され、船尾管の軸封装置等が焼損して海水が機関室に浸水したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、船尾管に送水する冷却水ホースのボールバルブ

	<p>が目詰まりしたため、冷却水量が不足して船尾管の冷却が阻害され、船尾管の軸封装置等が焼損して海水が機関室に浸水したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 冷却水ホースのバルブは、長期間使用すれば目詰まりするおそれがあるので、定期的に点検を行い、適切な時期に交換すること。